

## 越前町営住宅の地域対応活用運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、越前町営住宅の地域対応活用実施要綱（平成29年越前町告示第33号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 要綱第3条第3号の「町長が必要と認める者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 越前町移住・二地域居住体験施設の設置及び管理に関する条例（平成27年越前町条例第1号）第2条に規定する体験施設を利用したことがある者
- (2) 本町が開催若しくは参加した移住促進イベント等、又は、その他移住相談窓口等において相談を受けたことがある者
- (3) ふくい農業カレッジ、ふくい園芸カレッジ、ふくい林業カレッジ、ふくい水産カレッジ又は伝統工芸職人塾等、産業の担い手育成事業に参加している又は参加の経験がある者

(連帯保証人)

第3条 要綱第6条第3項に規定する連帯保証人の資格は、次の各号に掲げる条件を具備する者とする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 収入がある者
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者
- (4) 現に公営住宅（活用住宅を含む。）を使用していない者

2 連帯保証人の2人は、生計を一にする者であってはならない。

3 連帯保証人のうち1人は、使用者の身元引受人となる親族でなければならない。

(申請書の添付書類)

第4条 要綱第6条第2項第4号に規定する「その他町長が必要と認める書類」は、使用者と前条第5号に規定する連帯保証人の関係を証する書類とする。

(使用許可期間)

第5条 要綱第10条に規定する使用許可期間の延長に関する取扱いは次表のとおりとする。ただし、自己が居住するために、越前町内に新築または越前町内の空き家の改修をするときに限り、次表の使用期間に加え、必要期間延長することができる。

延長の理由	使用期間
使用者が地域おこし協力隊等町の施策に係る職に ある場合において、その職の任期が使用許可期間を 超えるとき	概ね3年以内
上記以外の場合	3年以内